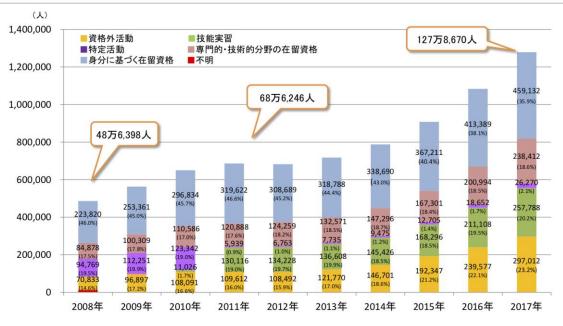
gb Opinion Report

株式会社 global bridge HOLDINGS 貞松 成

我が国における外国人労働者の推移が示唆する 多国籍保育の対策

我が国における外国人労働者数の推移

〇我が国における直近外国人労働者数者は、急速に増加し、昨年には、128万人(対前年比18%増)。



※ 厚生労働省「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ」に基づく集計(各年10月末現在の統計)

3

出所:内閣府「外国人労働力について」(2018年)

(https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2018/0220/shiryo_04.pdf)

上図は、日本の外国人労働者の推移であるが、2017年時点で127万人を超えている。2017年なので、当然、 入管法が改正される前の状態であり、これが改正によってどのように推移していくのか、日本の産業、社会、ひい ては国全体にとって大きな関心ごとである。

この出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律は、2018 年 12 月8日の第 197 回 の国会で成立した。この改正入管法は 2019 年4月から施行されるため、今年は元号変更と共に、外国人労働者 についての法律の元年と言える。ポイントは、新たな在留資格「特定技能」を2段階で設けるところにある。

「1号」は、「相当程度の知識または経験を要する技能」を持つ外国人に与えられる。これは、最長5年の技能実習を修了するか、技能と日本語能力の試験に合格することで得ることができる。在留期間は通算5年だが、その間、家族の帯同は認められない。農業や介護など14業種での受け入れを想定している。その14業種とは、①建設業、②造船・舶用工業、③自動車整備業、④航空業、⑤宿泊業、⑥介護、⑦ビルクリーニング、⑧農業、⑨漁業、⑩飲食料品製造業、⑪外食業、⑫素形材産業、⑬産業機械製造業、⑭電気電子情報関連産業である。

「2号」は、1号よりもさらに高度な試験に合格し、熟練した技能を持つ人に与えられる。1~3年ごとの期間の更新ができ、更新時の審査を通過すれば更新回数に制限はなく、ほとんど永住に近いものとなる。そして、こちらは

配偶者や子どもなどの家族の帯同も認められる。

まずは、1号での受け入れになるが、その人数を5年間で最大 34 万 5150 人と想定しており、そのうち最も多く 見込んでいるのは介護の6万人であり、外食の5万3千人が続く。ただし看護や介護においては日本語検定に加 え、看護師や介護福祉士等の試験の壁が大きいと言われる。特に漢字が高い壁となる。

現時点においても留学生を含めた外国人の労働者を見かけるのは珍しくないが、これだけの外国人労働者が 入国するとなると、社会そのものが少しずつではあるが確実に変わっていくことは自明である。2号認定になると家 族も同居できるようになるが、その前に日本人と結婚する可能性も十分にあり得る。そうすると、次は子育てが始ま る。今でも保育所における外国人児童は珍しくはなく、都内では地域によっては定員の 40%以上が外国人児童 である認可保育所も実際に存在している。インターナショナルスクールではなく、認可保育所の実態である。しか も、1~2ヶ国ではなく5~8ヶ国の多国籍である。多国籍となるとコミュニケーションを1つに絞らざるを得ず、それ は英語ではなく日本語であるべきであろう。これに対応するためには、まずは親である外国人が日本語、少なくと も「ひらがな」を使ったコミュニケーションを可能にする支援が必要である。

現時点では 14 業種には保育は入っていない。しかし、児童の約半数が外国人である事実を考えると、保育の 追加を検討する時期はそう遠くはないだろう。その際は、保育士資格には試験はないという、これまでの保育の質 の担保の課題が逆に功を奏すことになるだろう。

[●]当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではございません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。

